

平成十八年十二月十三日提出
質問 第二五二号

外務省が作成した国会議員への「対応振り」について定めた文書に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が作成した国会議員への「対応振り」について定めた文書に関する質問主意書

一 二〇〇五年十一月四日付内閣答弁書衆質一六三第六四号に別添された「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」（以下、「対応振り」という。）が作成された経緯を明らかにされたい。

二 「対応振り」を決裁した責任者は外務省大臣官房総務課長か。

三 「対応振り」は現在も有効か。

四 「対応振り」においては、「なお、先方と何らかの接触・やりとりがあつた場合には、その内容を文書にして例外なく官房総務課に報告し、官房総務課を通じ大臣に報告する。」と規定されているが、この規定は現在、どのように遵守されているか。

五 二〇〇六年一月一日以降、鈴木宗男衆議院議員から外務省に対して資料請求などの要求が何件あつたか。それは、面会、電話、内容証明郵便による照会などの内、いかなる形態をとって行われたか。

六 五の内、外務大臣に報告した件数を明らかにされたい。

七 鈴木宗男衆議院議員との「何らかの接触・やりとりがあつた」にもかかわらず、文書による外務省大臣官房総務課への報告がなされていない事例があるか。あるとするならば、それは外務省職員としての規律

違反に該当するか。

八 外務省は現時点においても「対応振り」を作成したことが適切であったと認識しているか。明確な答弁を求めらる。

右質問する。